

総行行第307号  
令和2年12月22日

各都道府県総務部長 殿  
各都道府県議会事務局長 殿  
各指定都市総務局長 殿  
各指定都市議会事務局長 殿

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

#### ソフトウェアのライセンスに係る長期継続契約について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の3に規定する長期継続契約については、商慣習上、複数年度にわたって締結することが一般的である契約であって、地方公共団体が行政運営を行っていく上で一日も欠かすことなくその契約の相手方から契約に基づく債務の履行を受け続ける必要があるものに限り対象とすることを趣旨とするもので、具体的には、同条に規定する「電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約」及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17に規定する「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」が対象とされています。

近年、地方公共団体の事務の処理については、情報処理システム等のソフトウェアの活用が図られてきているところであり、ソフトウェアについては、自らこれを保有するほか、事業者が保有するソフトウェアについて、当該事業者との間で当該ソフトウェアに係る使用許諾契約（ライセンス契約）を締結した利用が普及してきているところです。

こうしたソフトウェアの使用許諾契約について、地方公共団体の行政運営の安定性等を図る観点から、下記のとおり当該使用許諾契約を長期継続契約とする場合の考え方を周知します。

各都道府県総務部長におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長に対しても、この趣旨を周知願います。

なお、本通知は、法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを

申し添えます。

## 記

ソフトウェアの提供を受け、地方公共団体の利用に供されることを内容とする使用許諾契約は、令第167条の17に規定する役務の提供に該当すると考えられるものであるが、具体的な契約の内容を踏まえ、当該契約がその性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものと判断した上で、同条の規定に基づき必要な条例が制定されている場合においては、法第234条の3に規定する長期継続契約を締結することができると考えられる。

なお、ソフトウェアの使用許諾契約について長期継続契約とするための条例の制定又は改正を検討するに当たっては、複数年度にわたる契約については、本来であれば、議会の議決による法第214条の債務負担行為に基づくものであり、その例外として、法第234条の3の規定により長期継続契約として複数年度にわたる契約が限定的に認められている趣旨を十分に留意されたい。

## 参照条文

- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（債務負担行為）

第二百十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

（長期継続契約）

第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（長期継続契約を締結することができる契約）

第六十七条の十七 地方自治法第二百三十四条の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。